

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 3 年度
計 画 主 体	南 富 良 野 町

南富良野町鳥獣被害防止計画【変更】案

<連絡先>

担 当 部 署 名	南富良野町産業課農業政策室農政係
所 在 地	北海道空知郡南富良野町字幾寅 8 6 7 番地
電 話 番 号	0 1 6 7 - 5 2 - 2 1 7 8
F A X 番 号	0 1 6 7 - 5 2 - 2 2 2 5
メールアドレス	nosei@town.minamifurano.hokkaido.jp

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ヒグマ、アライグマ、ウサギ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	南富良野町

2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状

① 農作物の被害状況

鳥獣の種類	品目	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		面積	被害額	面積	被害額	面積	被害額	面積	被害額
エゾシカ		ha	千円	ha	千円	ha	千円	ha	千円
	水稻	0.50	731					31.17	35,634
	小麦	10.20	2,244	5.20	197	12.11	501	21.40	6,659
	大麦	0.18	40	0.50	193	0.16	67	2.50	1,596
	大豆	0.20	5	0.20	51	2.16	377	8.24	2,900
	馬鈴薯	1.36	282	0.50	813	0.42	964	6.71	5,776
	人参	2.66	2,812	2.00	1,295	7.09	36,846	9.40	22,718
	甜菜							1.15	850
	そば					2.00	161	2.15	337
	スイートコーン			0.10	81	0.06	76	4.10	4,327
	デントコーン							5.00	2,457
	牧草							31.00	6,930
その他	0.85	584			0.10	486	2.78	12,386	
	小 計	15.95	6,698	8.50	2,630	24.10	39,478	125.60	102,570
ヒグマ	小麦	3.29	724	1.10	42	1.67	69	6.90	2,147
	大豆							2.53	890
	馬鈴薯							4.49	3,865
	人参	1.08	1,142	2.70	1,716	2.67	13,876	1.31	3,166
	甜菜	1.08	69	1.00	571	2.66	2,027	3.32	2,454
	そば							0.62	97
	スイートコーン	0.95	1,032	0.10	81	4.00	5,094	4.93	5,203
	デントコーン							3.00	1,474
	牧草							10.00	2,236
	その他							0.31	29
	小 計	6.40	2,967	4.90	2,410	11.00	21,066	37.41	21,561
アライグマ	大豆					3.00	5		
	人参							0.20	483
	スイートコーン	0.10	109	0.10	81	5.70	725	0.60	633
	その他					11.0	624		
	小 計	0.10	109	0.10	81	19.7	1,354	0.80	1,116

ウサギ	小麦			0.10	4				
	大豆			0.50	127	2.50	437	0.20	7
	馬鈴薯							0.10	9
	人参			2.50	972	2.80	14,811	0.90	218
	甜菜			0.20	114				
	スイートコーン							0.05	5
小 計				2.30	1,217	5.30	15,248	1.25	239
合 計		22.45	9,774	59.9	6,338	101.68	77,146	165.06	125,486

② 串内牧場の被害状況

令和5年度エゾシカによる食害被害

425 t / 年

乾燥ロールによる被害額 425 t × 25.7% (乾燥率) / 350 kg / ロール = 313 個

313 個 × 14,300 円 = 4,475,900 円

③ ふらの哺育育成センターの被害状況

令和5年度 牧草被害面積 28.3ha 被害額 6,323 千円

(2) 被害の傾向

① 農作物の被害の傾向

南富良野町では、鳥獣による農作物の被害が年々増加している。

エゾシカは、毎年、約500～800頭を捕獲しているものの、依然として生息頭数の減少は感じられない。春先の融雪期には雪解けの早いかなやま湖畔の南向き斜面の鳥獣保護区域で数百頭の群れをなして出没し、主に広葉樹の樹皮が食害を受け枯死している状況にある。

ヒグマは、熊の出没地点に箱わなを仕掛け、毎年20頭前後を捕獲している。農作物の被害は、収穫期を迎えた人参、甜菜、スイートコーンの食害が多い。被害状況から見て、生息頭数の増加が感じられ、引き続き有害捕獲により生息数の安定を図る必要がある。

アライグマは、令和2年度から農作物の被害が報告されており、農作物の被害のあった農家に小型獣種用の罠を貸し出し捕獲し、被害の拡大防止を図る。

ウサギは、令和3年度から農作物の被害が報告されており、令和4年度は急増している。そのため、令和5年度よりウサギの駆除を実施し、被害の拡大防止を図っている。

各地区の主な被害状況は下記のとおりとなっている。

地区名	対象鳥獣	被害の状況
北落合地区	エゾシカ	鹿柵が設置されていない農道等から農地へ侵入し、踏み倒し・食害の被害がある。人参、そば、大豆、小麦の被害が大きくなっている。
	ヒグマ	鹿柵の下部に穴を掘ったり、鹿柵を登って農地へ侵入し、食害の被害がある。人参、甜菜、スイートコーン、小麦の被害が大きくなっている。
	ウサギ	畑に住みついて食害の被害がある。人参、馬鈴薯の被害が大きくなっている。

幾寅地区	エゾシカ	鹿柵が設置されていない橋や沢等から農地へ侵入し、踏み倒し・食害の被害がある。また、松井地区に棲家があると推測され、周辺の農地に出没している。馬鈴薯、小麦、大麦、大豆、人参の被害が大きくなっている。
	ヒグマ	浅野、松井で特に出没し、人参、スイートコーン、小麦の被害が大きくなっている。
	アライグマ	農作物の被害のあった農家に小型獣種用の罟を貸し出し捕獲している。スイートコーンの被害が大きくなっている。
金山 下金山地区	エゾシカ	鹿柵が設置されていない町道、JR、国道等から農地へ侵入し、踏み倒し・食害の被害がある。小麦、大豆、水稻の被害が大きくなっている。
	ヒグマ	高台で特に出没し、馬鈴薯、小麦、スイートコーンの被害が大きくなっている。
	アライグマ	農作物の被害のあった農家に小型獣種用の罟を貸し出し捕獲している。スイートコーンの被害が大きくなっている。

② 串内牧場及びふらの哺育育成センターの被害の傾向

近年、急激にエゾシカが牧場内に生息するようになったことから、令和5年6月～10月にかけて生息調査を行ったところ、1日平均473頭が確認され、期間中の最大数1,169頭、最小数193頭となった。

牧草やサイレージの食害による被害の他、踏み倒しによる牧草被害や斜面崩壊、牛へのストレスや衝突に伴う傷害、柵の破損や関係車両との衝突などの被害も発生している。

なお、ふらの哺育育成センターは、串内牧場内に施設及び採草地があることから、被害の傾向、講じてきた被害防止対策、今後の対策については、串内牧場と同様とする。

(3) 被害の軽減目標

① 農作物の被害の軽減目標

軽減率を一律15%と設定する

指標	現状値(令和2年度)		目標値(令和6年度)	
エゾシカによる農業被害額	15.95ha	6,698千円	13.56ha	5,693千円
ヒグマによる農業被害額	6.40ha	2,967千円	5.44ha	2,522千円
アライグマによる農業被害額	0.10ha	109千円	0.08ha	93千円

② 串内牧場及びふらの哺育育成センターの被害の軽減目標

串内牧場に棲息するエゾシカの個体数を減らすことが重要であり、個体数を減らすことで牧草・サイレージの被害を軽減していきたい。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

① 農作物の被害防止対策

ア 捕獲等に関する取り組み

【被害防止対策】

- ・エゾシカ及びヒグマの駆除に対して町及びJAふらのによる捕獲奨励金、農林水産省所管の鳥獣防止総合対策交付金を活用した補助事業による助成。

	南富良野町	JAふらの	国	合計
鹿（食肉利用）	7,000	5,000	9,000	21,000
鹿（焼却等）	7,000	5,000	7,000	19,000
熊の体重 50 キログラム以上	30,000	20,000	8,000	58,000
熊の体重 50 キログラム未満	12,000	20,000	8,000	40,000

- ・わな等の導入に対して助成。
- ・小型獣種用の罾の貸出。

【課題】

猟友会等の駆除により生息頭数の調整が行われているが依然として被害は拡大傾向にある。

イ 防護柵の設置等に関する取り組み

【被害防止対策】

- ・エゾシカの侵入防止柵を各地区、各農地に設置している。
- ・平成28年度台風10号災害にて被災した侵入防止柵を平成31年度までに中山間地域所得向上支援事業にて再整備完了している。

【課題】

- ・侵入防止柵を設置してから10年以上が経過しているため、老朽化による破損箇所が多くなってきている。
- ・侵入防止柵を保全するため定期的な下草刈や倒木処理に対する労力と費用負担が大きい。

ウ 生息環境管理・その他の取組

【被害防止対策】

- ・毎年、ヒグマが出没した地点の周辺に警告用の看板を設置し、住民の注意を喚起。
- ・ひぐまっぷによるヒグマの出没情報の発信。

② 串内牧場及びふらの哺育育成センターの被害防止対策

ア 猟友会富良野支部南富良野部会による有害駆除を実施

期 間 令和5年11月7日～30日 実出動日数11日

駆除頭数 33頭

イ 頭数調査

6月～10月及び11月～1月（閉牧後）、牧場内を11区設定し毎月1週間調査

(5) 今後の取り組み方針

① 農作物の被害防止対策

- ・各地域における被害状況の把握を詳細に行い、各地域のニーズに合わせ、有効な鳥獣対策の実施を行う。
- ・エゾシカ捕獲奨励金を6,000円から7,000円に増額し、エゾシカの有害駆除を推進する。
- ・現在設置している鳥獣侵入防止柵の維持・補修を行う。
- ・道など関係機関と連携した有害鳥獣駆除による生息個体数の調整を行う。
- ・農地を守るために設置する電気柵及び捕獲わなに対し補助制度を創設する。
- ・鳥獣忌避装置を新たに購入・設置する。
- ・出没が多い箇所周辺に誘導柵わな、小型獣種用わな、鳥獣忌避装置を設置し、捕獲又は追い払いを行う。
- ・ヒグマ対策基本方針の策定及び対策の実施。
- ・「クマ類を保護するゾーン」と「人間活動を優先するゾーン」、その間に「緩衝地帯とするゾーン」を設定し、ゾーンごとに適切な管理を行う。
- ・ヒグマの出没地点に看板を設置し、住民の注意喚起を行うとともに、ひぐまっぶによる出没情報の発信を行う。
- ・ヒグマ対策用にドローンを購入し、ヒグマ出没時の対応や農作物の被害状況の把握等に活用する。
- ・令和5年度に購入したヒグマ用箱わな2基に遠隔監視操作システムを設置し、効率的な監視体制と捕獲を行う。
- ・ヒグマの出没が多く見られる箇所に電気柵を設置し、ヒグマの侵入を防ぐ。
- ・スマートフェンス（移動式電気柵）を購入し、ヒグマ出没時の対応等に活用する。
- ・アライグマ用捕獲わなを新たに5台購入する。
- ・ハンター育成のため、免許取得に係る経費を助成する。

② 串内牧場及びふらの哺育育成センターの被害防止対策

- ・エゾシカの棲息調査を継続して実施する。
- ・猟友会富良野支部南富良野部会による春・秋一斉捕獲を実施する。
- ・囲いわな及び遠隔監視操作システムを新たに設置し、捕獲・駆除を実施する。

3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

南富良野町、JAふらの、猟友会、町内3地区の農地・水・環境保全会、富良野広域連合で構成する南富良野町鳥獣対策協議会において、被害防止に向けた効果的な対策を検討し、それぞれが連携して被害防止対策を実践する。この中で、エゾシカやヒグマ、アライグマの捕獲を効果的に実施するため、以下の取り組みを進める。

- 1) 毎年の捕獲目標頭数の決定
- 2) 町及びJAふらのによる捕獲への助成
- 3) 連絡体制の確認
- 4) 新たな担い手の育成（狩猟免許の取得促進）
- 5) わな等の機材導入への支援

(2) その他捕獲に関する取り組み

年度	対象鳥獣	取り組み内容
令和4年度	エゾシカ・ヒグマ	南富良野町が許可を受け、猟友会により駆除
	アライグマ	小型獣種用の罟を貸し出し捕獲・駆除
令和5年度	エゾシカ・ヒグマ	南富良野町が許可を受け、猟友会により駆除
	アライグマ	小型獣種用の罟を貸し出し捕獲・駆除
令和6年度	エゾシカ・ヒグマ・ウサギ	南富良野町が許可を受け、猟友会により駆除
	アライグマ	小型獣種用の罟を貸し出し捕獲・駆除

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

対象鳥獣	捕獲計画数等					
	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
エゾシカ	計画	800	計画	800	計画	800
	実績	743	実績	643	実績	
ヒグマ	計画	15	計画	25	計画	25
	実績	15	実績	22	実績	
アライグマ	計画	10	計画	10	計画	30
	実績	23	実績	45	実績	
ウサギ	—		—		計画	30
					実績	

捕獲計画数等の設定の考え方

エゾシカ	本町周辺に生息するエゾシカの生息数は2,000～3,000頭と推定され、町の捕獲目標は過去の実績及び新規隊員による捕獲の増加を見込み、800頭に設定し、捕獲体制の整備を進めることにより、適正な生息数の維持に努める。
ヒグマ	農作物に被害を及ぼしている場合や人命に危険がおよぶ場合は捕獲する。捕獲目標は近年の実績を踏まえて15頭としていたが、出没が増えていることから、令和5年度及び6年度は25頭へ変更する。
アライグマ	農作物に被害を及ぼしている場合は、小型獣種用のわなにより捕獲する。
ウサギ	農作物に被害を及ぼしている場合は駆除する。

捕獲等の取組内容

- ・捕獲場所は町内一円。但し、鳥獣保護区(幾寅鳥獣保護区・かなやま湖鳥獣保護区)における捕獲は、保護区周辺農地の農業被害を防ぐ場合に限る。
- ・捕獲許可(エゾシカ、ヒグマ、アライグマ、ウサギ)の道への申請。
- ・捕獲期間については、4月から3月末までとする。
- ・銃はライフル・散弾銃とし、一部、エゾシカの捕獲にくくりわな、誘導柵わな、ヒグマの捕獲に箱わな、アライグマの捕獲に小型獣種用わなを使用する。
- ・原則として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第12条第1項、第2項に規定する禁止猟法、第36条に規定する危険猟法は用いない。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

エゾシカの警戒心が年々強まっていることから短射程の散弾銃での捕獲が困難になっており、長射程のライフル銃による捕獲の必要性が重要となっているが、長射程捕獲についてはライフル銃所持許可を受けた12名の実施隊員に依存している状況にあるため、ライフル銃所持者の増員を図ることにより捕獲効率の向上、捕獲頭数の確保が期待できることから、銃所持許可申請を希望実施隊員に奨励する。

ライフル銃での捕獲にあたっては、農地を中心に巡視を行いエゾシカからの接近を最小限に止め、逃走前のエゾシカを捕獲する。

また、令和4年4月～令和7年3月の間、農作物被害が発生する春から夏を中心に農地及び農地周辺で随時実施する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	

4 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
エゾシカ	—	北落合地区破損箇所を更新	北落合地区破損箇所を更新
ヒグマ	—	—	—
アライグマ	—	—	—

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取 組 内 容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
エゾシカ	各地区保全会で鹿柵の補修と下草刈りと鳥獣忌避装置による追払いの実施。	同左	同左
ヒグマ	各地区保全会で鹿柵の補修の実施。	同左	同左
アライグマ	—	—	—

(3) 電気柵設置に係る補助

農業者が、農地を守るために設置する電気柵及び捕獲ワナに対し、設置に係る経費の一部を補助する。

5 生息環境管理その他被害防止に関する事項

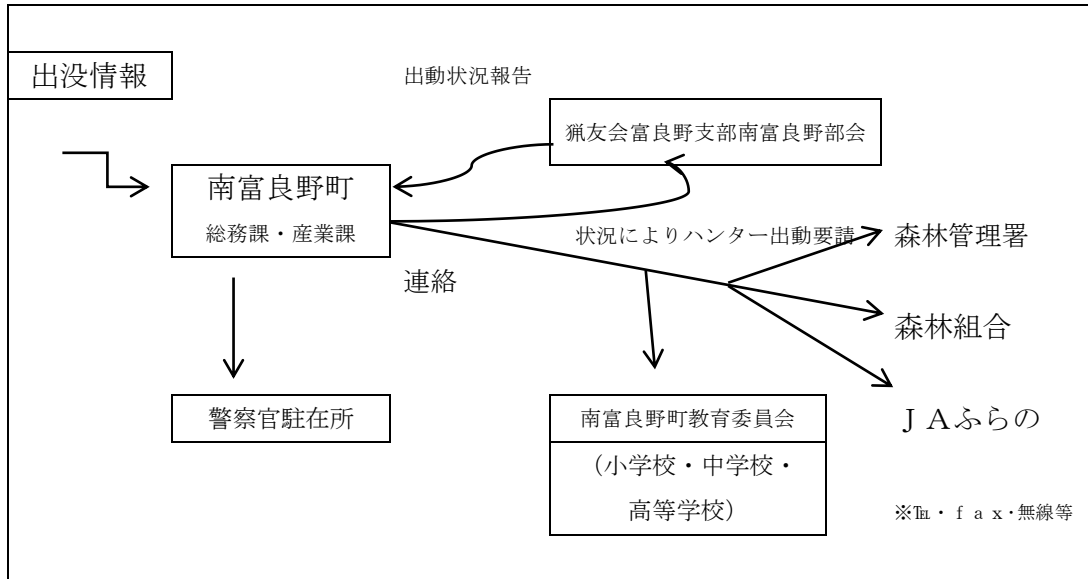
年 度	対象鳥獣	取り組み内容
令和4年度	ヒグマ アライグマ	ヒグマ、アライグマを引き寄せないため、農産物残渣の管理徹底について啓発
令和5年度	同上	同上
令和6年度	同上	同上

6 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関の役割

関係機関の名称	役 割
南富良野町	情報収集及び住民への周知、警告看板の設置
北海道猟友会富良野支部 南富良野部会	町からの要請を受けて駆除の実施
幾寅警察官駐在所	情報収集及び住民への周知、警戒パトロール
落合警察官駐在所	情報収集及び住民への周知、警戒パトロール
金山警察官駐在所	情報収集及び住民への周知、警戒パトロール
J Aふらの	組合員への連絡
上川南部森林管理署	国有林内作業員への連絡
南富良野町森林組合	民有林内作業員への連絡

(2) 緊急時の連絡体制



7 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

エゾシカ	エゾシカの捕獲個体の活用を図るため、平成20年に南富フーズ株式会社が設立され、捕獲したエゾシカの解体処理及び鹿肉の販売を行っている。 解体後の廃棄物は産業廃棄物であることから、産業廃棄物処理業者（狩勝産業～新得町）に処理を委託する。
ヒグマ	ヒグマの捕獲個体は、捕獲者が個人的に利用している。 近隣の民間処理業者（解体処理業者）が捕獲したヒグマを引き取っていることから、今後も民間ルートで処理を行う。
アライグマ	アライグマについては特定外来種であるため、罠による捕獲後、電気止め差しを使用し町内の最終処分場にて処理を行う。
ウサギ	猟銃、空気銃、罠等による捕獲後、捕獲者が処分し、町内の最終処分場にて処理を行う。

8 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	南富フーズ(株)が鹿肉を加工製造したソーセージ、ベーコン、缶詰、コロッケ等や生肉の販売、町のふるさと納税返礼品としても利用する。
ペットフード	南富フーズ(株)が鹿肉を加工製造したペット用おやつ、レトルトステーキ、肉ミンチ等の販売や町のふるさと納税返礼品としても利用する。

皮 革	—
その他	南富フーズ(株)が加工販売するペット用のボーン、角を販売し、町のふるさと納税返礼品としても利用する。 また、実施隊員が回収した角を町の「道の駅」で販売する。

9 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

協議会の名称	南富良野町鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役 割
南富良野町	鳥獣被害防止対策全体の統括 協議会構成団体の連絡調整 捕獲従事者への連絡調整(猟友会へ委託) エゾシカ、ヒグマの捕獲許可申請事務 住民への普及啓発
J Aふらの	農業被害の把握
北海道猟友会富良野支部南富良野部会	捕獲従事者の統括、連絡調整(町から受託)
南富フーズ株式会社	エゾシカの解体処理・シカ肉の販売
北落合地区農地・水・環境保全会	鹿柵補修及び下草刈り
幾寅地区農地・水・環境保全会	鹿柵補修及び下草刈り
下金山・金山地区農地・水・環境保全会	鹿柵補修及び下草刈り
富良野広域連合	串内牧場の管理

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
北海道森林管理局上川南部森林管理署	国有林における被害防止対策
南富良野町森林組合	民有林における被害防止対策
上川総合振興局農務課	鳥獣害防止総合対策事業の指導
〃 環境生活課	鳥獣対策の窓口(捕獲許可等)
〃 南部森林室	道有林における被害防止柵
幾寅警察官駐在所	住民の安全の確保(ヒグマ対策)
落合警察官駐在所	〃
金山警察官駐在所	〃

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成26年度から鳥獣被害対策実施隊を設置しており、猟友会の部会内において班を編成し、見回り、駆除等を行う。

猟友会南富良野部会		29名
1班	金山・下金山担当	5名
2班	落合・北落合担当	8名
3班	幾寅・北落合担当	16名

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

南富良野町では有害鳥獣駆除のほか、侵入防止柵の整備も進められており、それぞれの対策に応じた実効性の高い実施体制を構築するため、協議会において十分な協議を行う。

10 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--